規程第38号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会行事機器貸出事業運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会(以下「本会」という。) が貸し出す行事機器について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 行事機器の貸し出しは、各種団体や事業所、地域等に行事機器を一時的に貸し出すことで、地域活動の活性化を図ること並びに本会活動と地域の繋がりを 深めることを目的とする。

(利用対象者)

- 第3条 行事機器を貸し出す利用対象者は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 小美玉市内に拠点を有する各種団体や事業所、学校等
 - (2) 小美玉市内の地域組織
 - (3) 本会会員規程第2条第3項に規定する法人・団体会員
 - (4) 小美玉市民(一部の貸出品に限る)
 - (5) その他会長が特に必要と認めた団体等
- 2 前項の規定にかかわらず、営利目的、政治や宗教を主たる目的とする団体等には貸し出しは行わない。

(貸出品目)

第4条 本会において設定する行事機器の貸出品目は、別に定める。

(利用料)

- 第5条 利用料は、別に定める。
- 2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めた者は利用料を減免することができる。

(貸出期間)

第6条 行事機器の貸出期間は、原則5日以内とし、引き続き利用することが必要な場合には、これを更新することができる。

(利用申込)

第7条 行事機器の貸し出しを受けようとするときは、あらかじめ会長に行事機器 利用申込書(様式第1号)を提出し、行事機器利用許可書(様式第2号)の交付を 受けなければならない。

(使用条件)

- 第8条 使用の条件は、次の各号のとおりとする。
 - (1)機器の借り受け及び返却は、使用者が行うこと
 - (2)機械の取り扱いについては、取扱説明書をよく読み、清掃については、使用者自身が責任をもって行い返却すること
 - (3) 使用期間中に故意による故障・破損が生じた場合には、使用者の責任で修理して返却すること
 - (4) 使用期間を延長する場合には、早めに本会に連絡すること
 - (5)機器に故障が発生した場合には、代替品がないことがあるので、代替品を必要とする場合は各自で手配すること
 - (6) 申請時に利用料を支払うこと

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

- この規程は、平成18年9月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。 附 則
- この規程は、平成20年5月21日から一部改正する。 附 則

この規程は、平成22年9月16日から一部改正する。

附則

- この規程は、令和2年4月1日から一部改正する。 附 則
- この規程は、令和3年4月1日から一部改正する。 附 則
- この規程は、令和4年9月2日から一部改正する。